

推薦基準；

(1) 人物について

学習活動、そのため全般を通じて態度行動が給付奨学生としてふさわしい者。進学  
の意欲がある者、その後の人生設計が明白である者。

(2) 家計（下記のいずれかの要件を満たす事）

- ① 家計支持者が個人住民税所得割を課されていないこと。
- ② 生活保護を受給していること。
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)上の措置として以下の施設等に入所等していること。
  - ・ 児童養護施設(児童福祉法第 41 条に規定する施設)
  - ・ 児童心理治療施設(同法第 43 条の 2 に規定する施設)
  - ・ 児童自立支援施設(同法第 44 条に規定する施設)
  - ・ 児童自立生活援助事業(自律援助ホーム)を行う者(同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者)
  - ・ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者(同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者)
  - ・ 里親(同法第 6 条の 4 に規定する者)

(3) 学力・資質（下記のいずれかの要件を満たす事）

- ① 学校の教育目標に照らして、十分に満足できる高い学習成績を収めている者。
- ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果をおさめ、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績をおさめている者。
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績をおさめる見込みがある者。

推薦者選抜の優先順位

- 1, 推薦基準を満たす者が、推薦枠数以上の場合は、評定平均値の最も高い者から順に推薦する。
- 2, 同点の場合は、そのうち小数点第二位の位の高い者を推薦する。